

海田東公民館 証明書発行コーナーができます

より便利に！

4月22日(月)から海田東公民館に証明書発行コーナーを開設します。役場で発行している住民票や印鑑証明、税の証明を海田東公民館でも取得できるようになります。

開設日 月曜日～金曜日(祝日等)12月28日～1月3日を除く
開設時間 8時30分～17時15分
※海田東公民館の開設時間とは異なりますのでご注意ください。

住民課 ☎ 823-9205
税務課 ☎ 823-9204
海田東公民館 ☎ 823-2711

担当課	取得できる証明	
住民課	戸籍関係	戸籍、除籍、改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票、戸籍記載事項証明、身分証明書
	住民票関係	住民票、住民票記載事項証明書、印鑑証明
税務課	町県民税関係	所得証明、課税証明、納税証明
	法人町民税関係	所在地証明、納税証明
	固定資産税関係	評価証明、課税証明、公課証明、資産(なし)証明、記載事項証明、納税証明
		軽自動車継続検査用納税証明、国民健康保険税納税証明、税の滞納がないことの証明(完納証明)

取得できる証明については上表のとおりです。海田東公民館での発行についての注意事項は次のとおりです。ご了承ください。

- 表に記載のない証明は、取り扱いません。
- 表に記載がある証明であっても、発行できない場合があります。
- 役場での発行に比べ、若干お時間をいただくことになります。

証明書の交付申請受付時には本人確認を行いますので、運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。

高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月から窓口負担が軽くなります

住民課 ☎ 823-9206
長寿保険課 ☎ 823-9609

平成24年4月1日から、被保険者証や限度額適用認定証等を医療機関等に提示することで、同一医療機関での同一月の医療費の窓口負担が自己負担限度額までにとどまるようになります。

これまで、高額な外来診療を受け、ひと月の自己負担限度額を超えた場合は、後に医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える金額を窓口で支払う必要がなくなります。

- ①国民健康保険に加入の方
- 限度額適用認定証
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 【申請先】住民課
- ②後期高齢者医療制度に加入している住民税非課税世帯の方
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ※住民税課税世帯の方は申請の必要はありません。
- 【申請先】長寿保険課
- 外来診療の自己負担限度額と提示する限度額適用認定証等については下の表1～表3のとおりです。

表1・国民健康保険に加入されている70歳未満の方

負担区分	外来診療の自己負担限度額(月額) / 提示する限度額適用認定証等	
	3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得者 (国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯)	150,000円(医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) / 被保険者証および限度額適用認定証	83,400円
一般	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) / 被保険者証および限度額適用認定証	44,400円
非課税世帯の方(※1)	35,400円 / 被保険者証および限度額適用・標準負担額減額認定証	24,600円

(※1) 国民健康保険における住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主および国民健康保険の被保険者全員が住民税非課税の世帯のことをいいます。
(※2) 過去12カ月に高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の自己負担限度額が減額となります。

表2・国民健康保険に加入されている70歳以上の方

負担区分	外来診療の自己負担限度額(月額) / 提示する限度額適用認定証等
現役並み所得者 (高齢受給者証に3割と書かれている方)	44,400円 / 被保険者証および高齢受給者証
一般(高齢受給者証に1割と書かれている方で課税世帯の方)	12,000円 / 被保険者証および高齢受給者証
非課税世帯の方(※3)	8,000円 / 被保険者証、高齢受給者証および限度額適用・標準負担額減額認定証

(※3) 国民健康保険における住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主および国民健康保険の被保険者全員が住民税非課税の世帯のことをいいます。

表3・後期高齢者医療制度に加入されている方

負担区分	外来診療の自己負担限度額(月額) / 提示する限度額適用認定証等
現役並み所得者 (被保険者証に3割と書かれている方)	44,400円 / 被保険者証のみ
一般(被保険者証に1割と書かれている方で課税世帯の方)	12,000円 / 被保険者証のみ
非課税世帯の方	8,000円 / 被保険者証、および限度額適用・標準負担額減額認定証

緊急速報メールの配信について

au・ソフトバンク利用者にもサービスを開始しました

生活安全課 ☎ 823-9208
☎ 823-7927

平成23年12月からNTTドコモの携帯電話利用者向けに開始した「緊急速報エリアメール」と同様のサービス「緊急速報メール」の提供をauとソフトバンクの携帯電話利用者にも開始しました。

配信内容

災害発生時などの有事の際に海田町から必要な情報を町域内にいる【NTTドコモ、au、ソフトバンク】の携帯電話利用者に向けて配信します。(下表参照) なお、「緊急地震速報」については、気象庁から自動的に配信されます。

特徴

- ・受信料は無料です。
- ・事前登録・申込みは不要です。
- ・受信すると専用の着信音とポップアップ画面でお知らせします。
- ・配信時に海田町域内に存在する携帯電話へ送信する仕組みのため、仕事などで一時的に海田町を訪れている方へも配信されます。(海田町民であっても、配信時に町域内に居なければ、配信されません。)

「緊急速報メール」自治体送信可能項目 【NTTドコモ、au、ソフトバンク共通】

内 容		
1	避難準備情報	9 指定河川洪水警報(注2)
2	避難勧告	10 土砂災害警戒情報
3	避難指示	11 東海地震予知情報
4	警戒区域情報	12 弾道ミサイル情報
5	津波注意報	13 航空攻撃情報
6	津波警報	14 グリラ・特殊部隊攻撃情報
7	大津波警報	15 大規模テロ情報
8	噴火警報(注1)	

(注1) 火口周辺警報を除く (注2) はん濫注意情報を除く